

東京湾沿岸海岸保全基本計画変更の今後の対応について

○東日本大震災以降の考え方

平成 23 年 9 月 28 日 東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告

(中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」)

- ・今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要がある。一つは、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波である。超長期にわたる津波堆積物調査や地殻変動の観測等をもとにして設定され、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波である。

- ・もう一つは、防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波である。最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波である。

○首都直下地震被害想定の考え方

平成 25 年 12 月 19 日 首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）

(中央防災会議「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」)

[概要] I. 防災対策の対象とする地震

- (1) 都区部直下のM 7 クラスの地震【都心南部直下地震 (Mw7.3)】(30年間に 70 % の確率で発生) ・・・防災対策の主眼を置く
- (2) 相模トラフ沿いのM 8 クラスの地震【大正関東地震タイプの地震 (Mw8.2)】(当面発生する可能性は低い) ・・・長期的視野に立った対策の実施

防災・減災対策の対象とする津波

- ・太平洋側で想定する津波は、前述のとおり、元禄関東地震タイプの地震もしくは最大クラスの地震を対象とするのではなく、百年先頃に発生する可能性が高くなっていると考えられる大正関東地震タイプの地震による津波を考慮し検討することが適切である。

○本計画との考え方の整理について

本県は、従前から大正関東地震の津波を対象に海岸保全施設の整備を行っている。津波に対しては、今回の計画変更においても、発生頻度の高い津波を設定し同等の防護を示している。また、本県にとって最大クラスの津波を想定し避難等の津波対策を進めている。よって、各報告書の考え方の相違から県の考え方を主張しつつ、国と考え方を整理する必要があると考え、整理した上で計画（案）を基に来年度に懇談会の開催やパブリックコメントを実施し、策定手続きを行う。

東京湾沿岸海岸保全基本計画変更の今後の対応について

1 はじめに

平成 25 年 12 月 19 日に内閣府が公表した首都直下地震モデル検討会等の報告書により、防災対策の検討対象とすべき地震・津波について新たな知見が示され、海岸保全基本計画の防護の目標について見直しが必要となる可能性が生じた。

2 設計津波の水位の設定

設計津波の水位の設定にあたっては、国からの通知に基づき、検討を行った。

具体的には、沿岸域を湾の形状等の地形条件から勘案して、12 の地域海岸を設定し、過去に発生した津波の実績津波高さの資料整理を行い、十分なデータが得られないときはシミュレーションにより補完した。

そして、一定の頻度（数十年から百数十年に一回程度）で発生すると想定される津波を選定し、地域海岸において堤防位置におけるせり上がりを考慮して、津波の侵入の防止を条件とした津波シミュレーションを行い、平成 25 年 1 月に設計津波の水位を設定した。

なお、平成 25 年 1 月に「津波浸水想定検討部会」を開催し、了承された。



図 地域海岸の設定

○設計津波の水位結果

沿岸名	地域海岸名	対象地震津波	対象地震の断層モデル	設計津波の水位(T.P.)
東京湾 沿 岸	①東京湾川崎地域	元禄地震	行谷 (2011)	+2.5m
	②東京湾横浜地域	元禄地震		+2.6m
	③東京湾横須賀地域	大正関東地震	Matsu'ura et al (1980)	+1.8m
	④三浦半島東部地域	神奈川県西部地震	石橋 (1988) の 「西相模湾断層」に基づく	+3.7m
相模灘 沿 岸	⑤三浦半島南部地域	神奈川県西部地震		+4.1m
	⑥三浦半島西部地域	神奈川県西部地震		+5.9m ※
	⑦鎌倉・逗子・葉山地域	大正関東地震		+6.0m
	⑧湘南海岸地	大正関東地震		+6.3m
	⑨二宮・大磯西部地域	大正関東地震	Matsu'ura et al (1980)	+5.1m
	⑩小田原東部地域	大正関東地震		+4.9m
	⑪真鶴東部・小田原西部地域	大正関東地震		+7.1m
	⑫湯河原・真鶴南部地域	大正関東地震		+6.4m

※ 地形及び構造物の影響により、狭小部分で設計津波の水位を超える箇所があります。

3 首都直下地震モデル検討会等による防災対策の検討対象とすべき地震・津波

- 内閣府に設置された首都直下地震モデル検討会において、平成 25 年 12 月 19 日に「首都直下の M 7 クラスの地震及び相模トラフ沿いの M 8 クラスの地震等の震源断層モデルと震度分布・津波高等に関する報告書」によると、相模トラフ沿いのプレート境界型の M 8 クラスの大規模な地震・津波については、2 千年から 3 千年間隔で発生している元禄地震タイプの地震・津波若しくは最大クラスの地震・津波を対象として検討するのではなく、当面発生する可能性は低いが、今後百年先頃には地震発生の可能性が高くなっていると考えられる大正関東地震クラスの地震・津波を対象として、長期的視野に立って向かい打つべき地震として考慮することが適切と考えている。
- また、中央防災会議の首都直下地震対策ワーキンググループの「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」においても、防災対策の対象とする地震については、下記のとおりとしている。

防 災 対 策 の 主 眼 を 置 く 地 震・・・都区部直下のM 7 クラスの地震

【都心南部直下地震(Mw7.3)】

(30 年間に 70% の確率で発生)

長期的視野に立った対策を実施する地震・・・相模トラフ沿いの M 8 クラスの地震

【大正関東地震タイプの地震(Mw8.2)】

(当面発生する可能性は低い)

4 検討内容

- 県は、平成 25 年 1 月に設計津波の水位の設定について、左記の通り、大正関東地震、元禄関東地震等を対象地震津波とした。
しかし、今回、相模トラフ沿いの地震については、長期的な視野に立った対策を実施する対象地震として、大正関東地震クラスの地震・津波を考慮し検討することが適切としているため、この地震を、数十年から百数十年に一回程度で発生する地震・津波として内陸への侵入を防ぐ堤防等の海岸保全施設を整備するための設計津波の水位として設定するか、また、新たな知見による断層モデルを使用するか等、今後、国土交通省等と調整を図り、検討する必要がある。

5 今後の予定

設計津波の水位をどのように設定するか、今後検討する必要があるため、相模灘・東京湾沿岸海岸保全基本計画の変更については、1 年間延期し、来年度に策定する方向としたい。

①平成 25 年度実施予定

- パブリックコメントを実施したため、意見整理を行い、学識者等による懇談会を行い、反映すべき内容を反映して、平成 25 年度における相模灘・東京湾沿岸海岸保全基本計画変更(案)とする。

②平成 26 年度実施予定

- 平成 25 年度末を基準として、各種データの時点更新を行う。
- 国土交通省との調整後、設計津波の水位を再設定する。
- 平成 25 年度と同様、検討会や学識者等による懇談会を行い、また、パブリックコメントも実施し、平成 26 年度中に、相模灘・東京湾沿岸海岸保全基本計画（変更）を策定し、国土交通省に提出する。